

RSPO

Roundtable on Sustainable Palm Oil

RSPO 認証システム

RSPO 執行理事会承認最終文書

2007年6月26日

2011年8月30日執行理事会承認 小規模生産国における国別解釈
としての国際汎用基準承認に関する手続き改訂 (付属文書 1A)



目次

1	序文	4
1.1.	本文書の概略.....	5
1.2.	認証スキームの要素	6
2	認証基準	7
2.1.	パーム油の持続可能な生産	7
2.2.	持続可能なパーム油のためのサプライチェーン要求事項	8
3	認定要求事項：第三者認証機関の承認と監視の仕組み	9
4	認証プロセス要求事項	10
4.1.	評価 (Assessment) チームの特定能力	10
4.2.	評価 (Assessment) プロセス	11
4.3.	認証評価 (Assessment) での利害関係者からの証拠収集	14
4.4.	文書類 (認証結果を含む) の一般入手可能性	14
4.5.	利害相反.....	15
4.6.	異議苦情の仕組み.....	15
4.7.	主張の制御.....	15
	付属文書 1：国別解釈承認手順	17
1.	背景	17
2.	参加	17
3.	内容	18

4. プロセス..... 18

5. 承認..... 19

付属文書 1 a : 小規模生産国における国別解釈としての国際汎用基準承認に関する手続き..... 20

1. 背景..... 20

2. 採択必要事項..... 20

3. 一般からの意見聴取..... 21

4. 承認..... 21

5. 国別解釈として何が適切かのガイダンス..... 22

6. 国際的法律として何が適切かのガイダンス..... 23

付属文書 2 : 認証機関の承認手順..... 24

1. 背景..... 24

2. 認証機関の最初の承認..... 24

3. 認証機関の年次見直し..... 25

4. RSPO 主張の使用..... 25

付属文書 3 : RSPO 原則と基準の規定指標の定義に照らした重大な不適合事項..... 28

付属文書 4 A : 年次査察評価 (Assessment) 手順..... 40

付属文書 5 : 認証機関の業務実績に関する異議苦情手順..... 44

1 序文

「持続可能なパーム油のための円卓会議」（以下「RSPO」と称す）は、持続可能なアブラヤシ製品に関する多様な関係者から構成される国際的取り組みです。RSPOの会員及びその活動への参加団体は、大農園企業、アブラヤシ製品の製造業者と販売業者、環境NGOや社会NGO等、バックグラウンドが多様で、またアブラヤシ製品を生産あるいは使用している多くの国から参加しています。RSPOの主たる目的は、「サプライチェーン内の協力とその利害関係者との開かれた対話を通じて持続可能なパーム油の成長と使用を推進すること」です。

「持続可能なパーム油生産のためのRSPO原則と基準」は2005年11月に採択され、採択の日から二年間の初期試行期間として適用中です。期間終了後に見直される予定です。

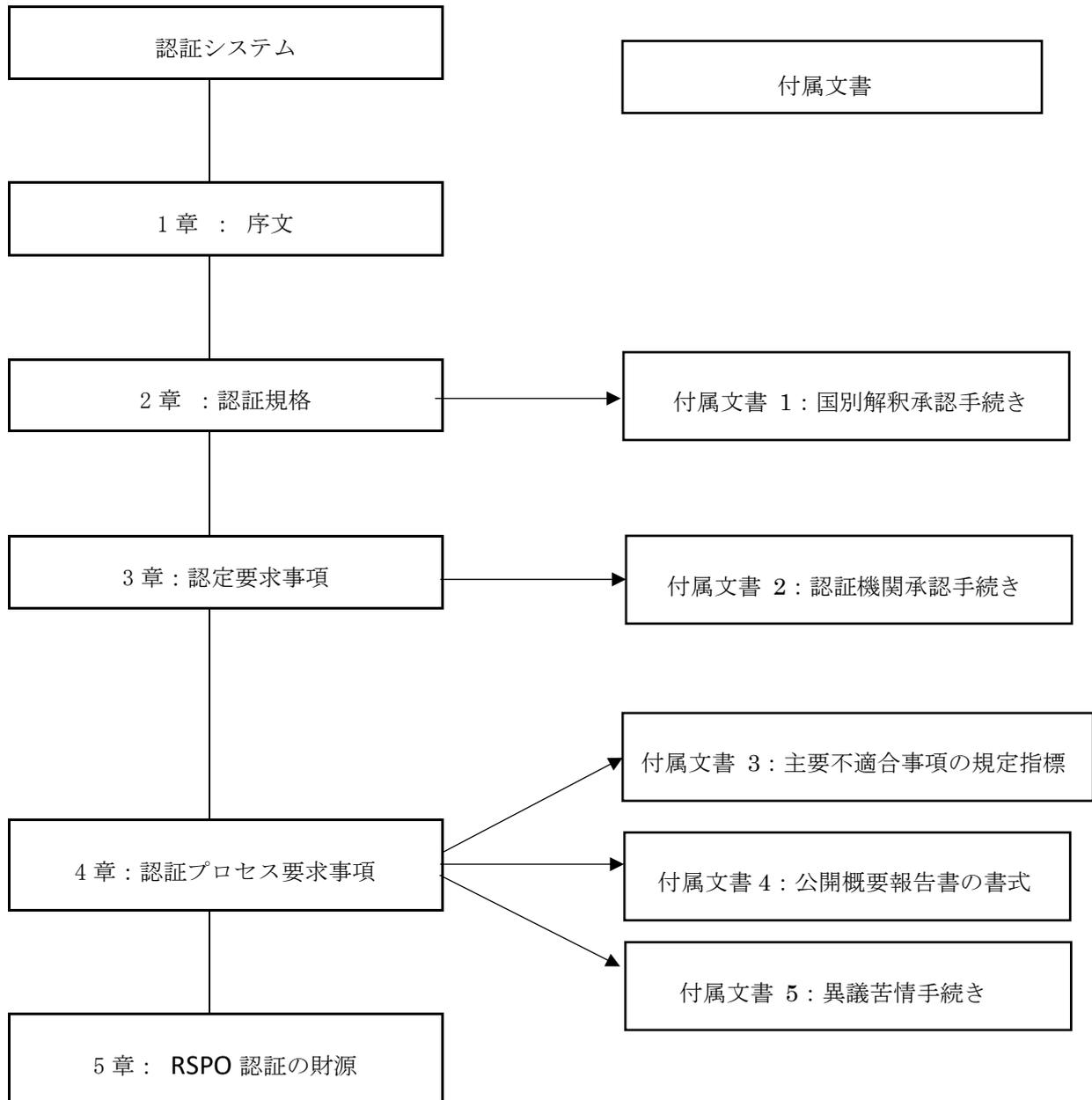
「RSPO原則と基準」の遵守に関する公の主張は、第三者による認証とRSPOからの認可がなければ、一切できません。「RSPO原則と基準」の遵守を評価するため第三者認証の手配が必要です。また、持続可能なパーム油の生産履歴管理要求事項への遵守を検証するためのサプライチェーン監査でも、第三者認証の手配が必要となります。

RSPO 検証作業部会 (VWG) は、認証の段取りに関する詳細な推奨事項をRSPO 執行理事会 (EB) での検討に提供するため、設置されました。この詳細な要求事項の目的は、RSPO 評価 (Assessment) が、要求される水準の技術的厳密性及び利害関係者にとっての信頼性と共に、客観性と一貫性をもって実行されることを保証することにあります。

この認証システムは二年後にRSPOにより見直される予定です。RSPO 執行理事会は、その裁量で、当システムのあらゆる側面の見直しを随時決定することができます。認証機関には、最良の慣行を見直してRSPOにフィードバックを提供するための、年次会合開催が依頼されることがあります。

1.1. 本文書の概略

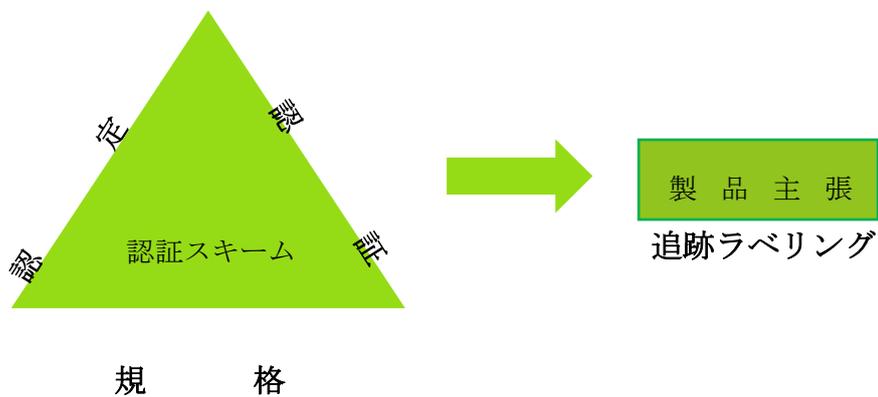
下記略図は、各付属文書への繋がりを含め、本文書の構造を示しています。



1.2. 認証スキームの要素

認証スキームは、通常 3 つの主要な要素から構成されます：

- 認証規格。満たされなければならない要求事項を定めたもので、認証監査はこれに照らして行われます。RSPO システムでは下記 2 章に詳細があります。
- 認定要求事項。認証を請け負う団体にその能力があり、信憑性と一貫性ある結果を残せることを確保するための、許可の仕組みです。RSPO システムでは下記第 3 章に詳細があります。
- 認証プロセス要求事項。一連の要求事項（すなわち規格）が満たされているかどうかを定めるプロセスで、通常は認証機関により遂行されます。RSPO システムでは下記第 4 章に詳細があります。



2 認証基準

RSPO 認証規格は以下の通りです：

2.1. パーム油の持続可能な生産

持続可能なアブラヤシ製品の生産は、合法で、採算に合い、環境面で適切で、社会に便益をもたらす経営と操業から成り立つものです。この生産は、「持続可能なパーム油生産のための RSPO 原則と基準」とそれに付随する指標とガイダンス（以下、まとめて「RSPO 基準」とする）を適用することで、もたらされます。RSPO 基準の全てがアブラヤシの管理に適用されます。全ての関連する RSPO 基準が搾油工場に適用されます。

国際的な指標とガイダンスの国別解釈も開発されることとします。公式解釈であると主張するあらゆる国別の指標とガイダンスの、特に現地の法的文脈における品質を全体的に管理するため、国別解釈は RSPO からの承認又は認知を取得するものとします。この承認は以下の手順に従うこととします。

- 参加：国内の多様な関係者が参加する作業部会の設置を RSPO が許可
- プロセス：国内の多様な関係者が参加する作業部会による国別解釈の起草、実地テスト、及び国内の一般からの意見聴取。
- 承認：国別解釈草案を正式承認のため RSPO に提出

付属文書 1 「国別解釈承認プロセス」を参照してください。

国別解釈の承認を受けると、RSPO 国際基準の追加的個別事項として受理されます。

国際的な指標とガイダンスの国別解釈が開発され、RSPO の正式承認を得るまでは、適用可能な認証規格は RSPO 国際基準になります。RSPO 国際基準が用いられている場合、認証機関は、現地言語で入手可能な現地用指標を、協議プロセスを経て開発しなければなりません。ある国での認証機関による初の解釈は、RSPO 事務局にその承認を得るため提出しなければなりません。また RSPO のウェブサイトに掲載されることとします。

2.2. 持続可能なパーム油のためのサプライチェーン要求事項

パーム油材は、生産者と製品の間で生産と物流の数多くの段階を経ていることがあります。アブラヤシ製品のあらゆる個別バッチが、RSPO が認めている3つのサプライチェーンモデルの内の一つを通じて取引可能です：

- 完全分離型
- 物量収支型 (MB)
- 帳簿ベース主張型 (B&C)

上記の上から2つのモデル、すなわち完全分離型及び物量収支型 (MB) では、農園から認証最終製品に至るまでの生産履歴管理が要求されます。パーム油の履歴調査に用いられる仕組みは、RSPO 文書「パーム油農園から最終使用者までの生産履歴管理の仕組みを開発—2006年8月最終報告書」の付属文書7に定められている仕組みとします。生産履歴管理要求事項の遵守は、認定認証機関により検証されるものとします。

3 認定要求事項：第三者認証機関の承認と監視の仕組み

- 3.1 認証は、この認定要求事項に適合する機関により行われます。個人が認証機関としての認定を受けることはできません。
- 3.2 RSPO は、*ISO/IEC Guide 65: 1996 製品認証機関に対する一般要求事項* 及び/又は *ISO/IEC Guide 66: 1999 環境マネジメントシステムの審査登録機関に対する一般要求事項* に照らした認定をベースとした、認証機関承認の仕組みを用いることとします。この仕組みでは、汎用型認定に加え、RSPO 認証プロセス特有の一連の要求事項が追補されています。
- 3.3 認証機関は、その組織、システム及び手順が ISO Guide 65 及び/又は ISO Guide 66 に適合しているものとして、国内又は国際認定機関から認定されなければなりません。
- 3.4 認定機関自身は、「ISO17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項」の要求事項に従って業務を行っていないければなりません。これは「国際認定フォーラム (IAF) 」若しくは「国際相互承認協定 (MLA) 」の署名機関、又は「国際社会環境認定表示連合 (ISEAL) 」の正会員であることで、明示されなければなりません。
- 3.5 認定機関に RSPO 利害関係者から、その能力、プロセス、認定監査の結果、又は実施に関し異議が寄せられた場合、RSPO は、認定機関に RSPO へ通知することを要求します。ISO/IEC 17011:2004 は認定機関に六十日以内の異議取り扱いを要求しています。いかなる認定機関も、その時間枠内で異議の解消が出来なかった場合、RSPO 事務局に知らせることが求められます。RSPO による認定機関の評価 (Assessment) は毎年実施されることとします。
- 3.6 社会環境基準に関し実行ベースの要求事項が多く挙げられている RSPO 原則と基準のような、セクター特有の手法に求められる技術的厳密性と信頼性を提供するために、RSPO は、ISO Guide 65 又は ISO Guide 66 の要求事項に、認証プロセス特有の一連の要求事項²を追補しました。この RSPO 基準と RSPO サプライチェーン規格に照らした認証のための追加的²要求事項は、認証機関の認定されたシステムに組み込まれなければなりません。追加的 RSPO 要求事項は、下記第 4 章に詳細があります。
- 3.7 認証機関は、年次報告の提出により、その認定されたシステムが下記第 4 章に詳述の要求事項すべてを採り入れていることを、RSPO に明示しなければなりません。これら要求事項の実施は、RSPO の見直しを毎年受けることとします。

付属文書 2 「認証機関の承認プロセス」参照

¹ ISO/IEC Guide 66 は ISO/IEC 17021:2006 に今後 2 年間で順次置き換えを予定

²最終的には RSPO 認証専用認可を認可機関が開発することが期待される。

4 認証プロセス要求事項

ISO Guide 65 及び ISO Guide 66 は、個別の認証スキームに追加的要求事項が設けられることを認めています。RSPO 認証監査の要求事項は、ISO Guide 65 又は ISO Guide 66 に明記された要求事項の他に、以下の追加された要素を挙げています。これら追加的要素は、十分な水準の技術的厳密性と信頼性を保証するために必要です。

認証機関の認定されたシステムは、以下の個別要求事項を採り入れなければなりません。

4.1. 評価 (Assessment) チームの特定能力

4.1.1. 認証機関は、RSPO 基準及びサプライチェーン評価双方に関する、主任監査員の最低限の能力及び評価 (Assessment) チームへの要求事項を、定義しなければなりません。下記にあるパーム油及び生産・流通・加工過程の管理評価特有の要求事項を考慮した修正はありますが、「ISO 19011:2011 マネジメントシステム監査のための指針」に定義された細目に、少なくとも整合していなければなりません。

4.1.2 RSPO 基準に照らした認証評価 (Assessment) のための評価 (Assessment) 手順は、法的、技術的、環境的及び社会的争点に関する RSPO 基準の全要求事項に対処するに十分な、アブラヤシに関する専門性を、チームが明らかに有していることを必要としなければなりません。また、特定の評価 (Assessment) が行われている場所で適切な主要言語に堪能な人が、チームメンバーにいないければなりません。この言語には、地域コミュニティのような影響を受ける可能性のある関係者の言語を含みます。

主任監査員は最低でも以下が求められます。

- 農業、環境科学、社会科学のいずれかで、少なくとも高等学校（中等過程）卒業後の教育研修
- 監査に関連する業務分野（例えば、パーム油管理；農業、エコロジー；社会科学）での最低五年の職務経験
- RSPO 基準及び RSPO 認証システムの実際の適用に関する研修
- ISO 9000/19011 主任監査員コース修了
- RSPO 基準又は同様の持続可能性基準に照らした監査の、指導付実務研修期間。最低 3 件の異なる組織での監査経験が少なくとも十五日以上。

4.1.3 RSPO 基準に照らした検証評価 (Assessment) のための評価 (Assessment) 手順は、法的、技術的、環境的及び社会的争点に関する RSPO 基準の全要求事項に対処するに十分な知識と専門性を、チームが明らかに有していることを必要としなければなりません：

- パーム油セクターでの現場作業経験、又は明示可能な同等のもの
- 農業生産工程管理（GAP）及び総合的病害虫管理（IPM）、農薬及び肥料の使用

- 農場及び加工設備に対する健康安全監査、例えば OHSAS 18001 又は労働安全衛生保証システム
- 労働者福祉問題及び社会的監査経験、例えば SA8000 又は関連する社会的若しくは倫理的説明責任規範
- 環境監査及び生態監査、例えば有機農業経験、ISO 14001 又は環境マネジメントシステム (EMS)
- 特定の評価 (Assessment)が行われている場所に適切な主要言語に堪能。この言語には、地域コミュニティのような影響を受ける可能性のある関係者の言語を含む

4.2. 評価 (Assessment) プロセス

4.2.1 認証機関は、評価 (Assessment) プロセスに関する手順を、定義しなければなりません。この手順は、少なくとも「ISO 19011:2011 マネジメントシステム監査のための指針」に定義された細目に、整合していなければなりません。

4.2.2 最初の認証評価 (Assessment) 及びそれに続く監視又は査察評価 (Assessment) が、客観的証拠を収集するための適切な範囲の方法を採り入れていることを、手順は要求しなければなりません。この方法には、文書の見直し、現場のチェック、及び外部利害関係者への聞き取り調査が含まれます (下記第 4.3 項参照)。

4.2.3 認証単位は搾油工場とその供給元とします：

- 認証単位は、系列の小規模自作農及び外部生産者に割り当てられた比率で地所が法的に設置されている場合、直接管理下の土地 (又は地所) と、系列の小規模自作農及び外部生産者の双方を含まなければなりません。
- 直接管理下の土地 (又は地所) からの全 FFB が、認証可能な規格で生産されるものとします。搾油工場は、系列の小規模自作農及び外部生産者の百パーセントが、三年以内に認証可能な規格のものとなることを保証する計画を策定し、実施することとします。

4.2.4 アブラヤシを栽培している一つ以上の自立した企業及び/又は経営者支配の過半数³を所有する団体⁴は、下記全てが遵守された場合のみ、個々の管理ユニット及び/又は子会社の認証が許可されることとします。

³複雑な経営構造にあるグループには、以下が要求される：

- (a) 経営代理会社の株主及び重役を完全に支配しているとの声明
- (b) 各事業グループに関する同様の声明
- (c) 資産所有トップ企業による加盟申請
- (d) 経営代理会社による加盟申請

⁴ 過半数株所有：最大の株所有者。最大の株所有者が二分されている (即ち 50/50) は経営支配権を握る組織に適用する。

RSPO 加盟

- (a) 親会社又は過半数所有及び／又は経営子会社の内の一社が RSPO メンバーである。
(b) から (j) の要求事項は、登録された RSPO メンバーが持ち株会社かその子会社
の内の一社であるかによらず、適用されるものとする；

期限付き計画

- (b) 関連する全ての主体⁵の認証を目指した、挑戦的で期限付き計画を、初回の認証監査
で認証機関（CB）に提示する。期限付き計画は、子会社、地所及び搾油工場一覧表
を掲載すべきである。認証機関は、一般からの意見聴取に則り利害関係者から受け
取ったコメントを考慮して、この計画⁶の適切性を見直す責任を持つものとする。こ
の計画の進捗は、その後続く年次査察評価（Assessment）で検証し報告されること
とする（付属文書 4 参照）。査察監査を行う認証機関が、期限付き計画を最初に受理
した機関とは異なる場合、後者が最初の受理時に計画の適切性を受け入れるもの
とし、また、継続する適切性のチェックだけを行うものとする。
- (c) 期限付き計画又は企業を取り巻く環境のあらゆる改訂は、その計画が依然適切であ
るかどうかの見直しにつながるものとする（付属文書 4 の査察評価（Assessment）ガ
イダンスの中で提供されている通り）。それにより、期限付き計画の変更は、その変
更の正当性を当該団体が明示できる場合にのみ許されることとなる。この要求事項
は、新たに取得した子会社にも適用されるものとする。適用は当該子会社が現地の
公証人又は商工会議所（又は同様のもの）に法的に登録された時点から開始する。
- (d) 期限付き計画の実施に、散発的逸脱が見られた場合、軽微な違反と指摘される。
計画の実行に系統的に失敗していることが証拠づけられる場合、重大な違反
と指摘される。

非認証の経営ユニット及び／又は持ち株会社への要求事項

- (e) 原生林、又は保護価値が高い（HCVs）場所が含まれていると特定された、若し
くは RSPO 基準 7.3 に則り維持あるいは HCVs の向上を要求されたいかなる地
域も、一切置き換えない。2010 年 1 月以降の新規植林は、RSPO 新規植栽手順を
遵守しなければならない。
- (f) 土地をめぐる紛争は、少しでもある場合は、相互に合意したプロセス、即ち、RSPO
基準 6.4、7.5 及び 7.6 に則った RSPO 苦情手続き又は紛争解決機構により、解
決が図られているところである。
- (g) 労働争議は、少しでもある場合は、RSPO 基準 6.3 に則り、相互に合意したプロ
セスにより、解決が図られているところである。
- (h) 法的違反は、少しでもある場合は、法的要求事項に従い、RSPO 基準 2.1 及び 2.2 に
準拠して、解決が図られているところである。

⁵関連する主体には、ビジネスユニット及び親会社双方の RSPO に対する誓約、会員資格及び各子会社のパーム油への関
りが含まれる。

⁶特に、時間軸が十分に挑戦的で、各主体を取り巻く状況を考慮している

- (i) 認証機関は、あらゆる経営ユニットそれぞれの毎回の評価 (Assessment) において、部分認証に関するこの規則への遵守を評価 (Assessment) することとする (付属文書 4 参照)。会社による自己宣言のみに基づき、他に証拠となる書類が全く無い場合、認証機関による要求事項 (e) – (h) への遵守評価 (Assessment) は容認されないこととする。遵守の検証は以下の手法に基づかなければならない：

自己評価 (Assessment) (即ち内部監査) に基づいた当該団体による肯定的保証声明。この声明には、各要求事項に照らした自己評価 (Assessment) の証拠が必要となることがある。

利害関係者との的を絞った協議が認証機関により実施されてもよい。もしすでに或る認証機関により協議が実行されている場合は、他の認証機関は、当該団体経由で概要報告書を請求してもよい。

必要であれば、認証機関はさらなる利害関係者との協議、または現地視察について決定し、要求事項違反リスクを評価 (Assessment) してもよい。

- (j) 要求事項 (e) – (h) に関して、重大及び軽微な違反を定義する手法は、適切な国別解釈から適用可能である。例えば、非認証持ち株会社/経営ユニットで「主要指標」に照らした違反が特定された場合、その違反が対処されるまでは、進行中の認証評価 (Assessment) を成功裏に最後まで進めることはできない。
- (k) 要求事項 (e) – (h) のいずれかに対処できなかった場合は、(違反に関する RSPO 認証システム文書に従い) 認証が一時停止されることがある。

4.2.5 認証評価 (Assessment) は各指標への適合性もしくは不適合性を決定することとします。不適合事項は、付属文書 3 に従い、軽微か重大のどちらかに格付けられなければなりません。RSPO 基準に合致していることの認証書は、あらゆる重大な不適合事項が未処理の間は、発行できません。査察評価 (Assessment) の間に指摘された重大な不適合事項は、六十日以内に対処されなければならず、そうしなければ認証書は一時停止されることとなります。さらに六十日間重大な不適合事項が対処されなかった場合、認証の取り消しが結果行われることとなります。軽微な不適合事項は、それに続く査察評価 (Assessment) で対処されない場合、重大に格上げされることとなります。

4.2.6 認証書の最大有効期間は五年間です。遵守の再評価 (Assessment) は、五年間の終了前に行われなければなりません。年次査察監査を受けることとします。

4.2.7 認証書の有効期間中、継続的に遵守されているかチェックするための監視又は査察評価 (Assessment) が、少なくとも年次で行われなければなりません。この評価 (Assessment) は季節変動を捕捉できるタイミングで行われます。

4.2.8 評価 (Assessment) は、環境社会リスクの可能性のある地域を含むべきです。但し、この地域に限定されるべきものではありません。

4.2.9 認証評価 (Assessment) 中に行われるサンプリングのレベルには、各搾油工場が

含まれるものとします。また、経営サブユニット数の平方根×0.8の最小サンプルに基づくものとします。

4.3. 認証評価 (Assessment) での利害関係者からの証拠収集

- 4.3.1 認証評価 (Assessment) の手順は、全ての関連する利害関係者からの証拠収集を組み込んでいなければなりません。利害関係者には、法令上の組織、先住民族、地域コミュニティ、労働者団体、小規模自作農、地元及び国内 NGO が含まれます。その意図は、RSPO 基準遵守に係る全ての関連する争点が特定されていることを、保証することにあります。
- 4.3.2 手順は、認証機関による評価 (Assessment) の公告を組み込んでいなければなりません。公告は開始一か月前までに出版されなければならず、企業自身のウェブサイト（ある場合）への投稿を含め、関連する利害関係者（第 4.3.3 項参照）に適切な言語と形式で知らせ、RSPO 事務局にも書面で通知することが、少なくとも含まれていなければなりません（RSPO 事務局は RSPO ウェブサイトに公告を掲載することとします）。公告は、少なくとも、評価 (Assessment) される主体についての詳細、その場所、評価 (Assessment) 日、企業と認証機関両方の連絡先詳細を挙げなければならず、利害関係者に認証機関へコメントをするよう指示しなければならず、適切な言語で入手できるものでなければなりません。
- 4.3.3 手順は、全ての関連する原則と基準に関する証拠を利害関係者から直接収集することを、組み込んでいなければなりません。利害関係者には、法令上の組織、先住民族、移転させられたコミュニティがもしあればそれを含む地域コミュニティ、労働者及び労働者団体（移民労働者を含む）、小規模自作農、地元及び国内 NGO が含まれます。
- 4.3.4 以前他の利用者が所有しており、及び／又は地域コミュニティと先住民族の慣習上の権利下にある場所で創業した事業体の場合、認証機関は、所有権移転及び／又は土地利用に関する合意が、これら関係者の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) で進められたもので、その種の合意の個別事項 (RSPO 基準 2.2 及び 2.3) に遵守しているかを評価 (Assessment) するため、これら関係者と直接協議しなければなりません。
- 4.3.5 監視又は監査評価 (Assessment) は、少なくとも年次で実施されなければならず、是正措置又は異議への回答（下記第 4.6.1 項参照）を検証するため、適切な証拠収集を行うことを含まなければなりません。

4.4. 文書類 (認証結果を含む) の一般入手可能性

- 4.4.1 ISO Guide 65 or ISO Guide 66 の要求事項に加え、認証機関は、以下の文書を、請求により彼らのウェブサイト上に公開しなければなりません。

- 遵守の認証書が発行済みの場合、発見事項の要約、特定されたあらゆる不適合事項、及び利害関係者との協議で指摘された争点を含む、認証評価 (Assessment) 結果の概要を述べた、標準書式 (付属文書 4 参照) に従った概要報告書。概要報告書は、認証機関によって準備されなければならない、商業上の秘密にあたる又は開示が環境若しくは社会に負の結果をもたらす場合、そうした情報は排除されるべきである。報告書は、適切な言語で認証書発行から二か月以内に、RSPO ウェブサイトで入手可能にすることとする。
- 解決の仕組みを含めた、異議苦情の手順
- 認証された団体の登録情報。各認証の範囲の詳細、すなわち、どの事業所の、どれだけの重量の、及び/又はどのプロセスが承認されたかが、含まれていなければならない。

4.5. 利害相反

- 4.5.1 利害相反を特定し管理する手順は、認証機関により設置される特定第三者委員会に関する条項を、組み込んでいなければなりません。第三者委員会は、少なくとも三名の外部委員から構成されなければならない、この点に関する認証機関の業績を正式に見直すため、最低年一回は認証機関の管理職者も同席した委員会を開催しなければなりません。
- 4.5.2 利害相反委員会の議論、勧告及びそれに続く是正措置の記録は、最低十年間は保存しなければなりません。
- 4.5.3 認証機関及び評価 (Assessment) チームの構成員は、利害相反にはないとみなされるよう、最低五年間、当該企業又は企業グループからの独立性を保ち続けなければなりません。
- 4.5.4 認証機関は、経営アドバイスを提供したことがある企業を監査することはできません。

4.6. 異議苦情の仕組み

- 4.6.1 手順には、あらゆる関係者が利用できる、認証機関に関する異議苦情の仕組みが盛り込まれていなければなりません。

付属文書 5 「認証機関の業績に関する異議苦情手順」 参照

4.7. 主張の制御

- 4.7.1 認証手順は、認証された組織による商標と主張の制御に関する RSPO 要求事項の遵守を保証するための手段を、採り入れていなければなりません。
- 4.7.2 主張の制御に関する RSPO 要求事項には、以下が含まれることとします：

- 承認されたロゴ及び／又は声明文の使用を含む、RSPO 基準遵守に関連する主張を、制御するための段取り。対象となるものには次のものを含むべきである：遵守についての主張がある企業間文書及び販売文書類、製品外（販促資料）又は（サプライチェーン認証に結び付いた）製品上での主張の使用、並びに特定のロゴ及び／又は認められた声明文の使用。ここには、各RSPO サプライチェーンメカニズムに関連する、個別の承認された主張が含まれることとします。
- 認証された団体が、全ての関連する主体の認証取得に向けた期限付き計画を実行中の場合、承認された声明の使用を伴う何らかの製品外主張をすることは可能です。

5. RSPO 認証の財源

RSPO 認証は、認証機関と被監査者の直接的商業関係を基盤として開始されることとします。

6. 定義

外部生産者：生産者／搾油工場と排他的契約関係にある農民。外部生産者は小規模自作農でもかまわない。

査察：認証の要求事項を継続的に満たしていることを監視するための、一連の業務。

主任審査員：特定の評価（Assessment）業務の全面的責任を与えられた審査員

小規模自作農：働き手の大半が家族の、アブラヤシ栽培農民。他の栽培品目を自給用に生産していることもある。主たる収入源がアブラヤシ農園であり、その栽培面積が通常は50ヘクタール以下である。

認証機関：発行されている規格又はその他規範的文書に団体が合致していることを評価（Assessment）し認証する、第三者機関

認定：認証機関に関する第三者証明で、特定の認証業務を実行する能力の正式な明示を告示するもの

評価（Assessment）：認定機関又は認証機関により取られる、個別の規格及び／又はその他規範文書に照らした評価（Assessment）のためのプロセス

利害関係者：ある団体の業務及びそれら業務の結果に、適法及び／又は明示可能な利害がある、又は直接影響を受ける、個人又は集団。

付属文書 1 : 国別解釈承認手順

1. 背景

持続可能なパーム油の生産は、合法で、採算に合い、環境面で適切で、社会に便益をもたらす経営と操業から成り立つものです。この生産は、「持続可能なパーム油生産のための RSPO 原則と基準」とそれに付随する指標とガイダンス（以下、まとめて「RSPO 基準」とする）を適用することで、もたらされます。

国際的な指標とガイダンスの国別解釈も開発されることとします。国際的な指標とガイダンスの国別解釈が開発され、RSPO の正式承認を得るまでは、適用可能な認証規格は RSPO 国際基準になります。RSPO 国際基準が用いられている場合、認証機関は、現地言語で入手可能な現地用指標を、協議プロセスを経て開発しなければなりません。ある国での認証機関による初の解釈は、RSPO 事務局にその承認を得るため提出しなければなりません。また RSPO のウェブサイトに掲載されることとします。

RSPO 国際基準が改訂された場合、十二か月以内に国別解釈も適切に修正されなければなりません。

RSPO 基準の公式解釈であると主張するあらゆる一連の要求事項の、特に現地の法的文脈における品質を全体的に管理するため、国別解釈は RSPO からの承認又は認知を取得するものとします。この承認は以下の手順に従うこととします。

- 参加：国内の多様な関係者が参加する作業部会に関する要求事項で、全利害関係者カテゴリー（下記第 2 節参照）が代表されるように努めるもの
- 内容：国別解釈文書の内容に関する要求事項（第 3 節）
- プロセス：国内の多様な関係者が参加する作業部会による、国別解釈の開発に関する要求事項（第 4 節）。
- 承認：国別解釈草案を正式承認のため RSPO に提出（第 5 節）

RSPO は、この手順要素の概略を示したフローチャートも作成しました。

2. 参加

2.1 RSPO 国別解釈のプロセスは、RSPO 会員によって開始されなければなりません。この会員は、プロセスの調整役及び RSPO への正式な連絡役を務めることとなります。この会員は、会議の議長役と事務局機能に責任を負うこととなります。また、一般からの意見聴取プロセス用に RSPO ウェブサイトに文書を掲載することを、確保する責任を負うこととなります。

2.2 国別解釈作業部会には、以下の RSPO 関係者カテゴリーからの自薦代表者が含まれるべきです。各関係者カテゴリーの最低一名は RSPO 会員とします。

- 小規模自作農を含む生産者
- サプライチェーンと投資家
- 環境利害関係
- 社会利害関係

関連する政府代表者の参加も招聘されるべきです。

2.3 関心がある利害関係者が自らを参加者として推薦する適切な機会を保証するため、参加招聘は広く回覧され、RSPO ウェブサイトを通じて公表されるべきです。

2.4 部会の議論に技術的サポートを提供できる複数の技術専門家を作業部会に招くことも推奨されます。

3. 内容

3.1 国別解釈文書は、RSPO 基準の全て又はその一部について、国レベルで当てはまる適切な指標とガイダンスに関する個別解釈を提供することとします。

3.2 国別解釈は、当てはまる法的要求事項の特定を含むべきです。RSPO 基準と国の法的要求事項が衝突する場合は、解決のため、矛盾する要素をいかに解決しうるかについての作業部会からの提案を添えて、RSPO に持ち込むべきです。

3.3 計測可能な指標が国際レベルで開発済みの場合、国別解釈では、これら指標の実績許容水準を含むべきです。国別解釈は、RSPO 基準の範囲内に限定され、追加的要素を含むべきではありません。

4. プロセス

4.1 国別解釈プロセスは、以下の要素を含まなければなりません：

- 作業部会は、最低二回実際の会議を開催しなければならない。そのうち少なくとも一回は、一般からの意見聴取期間の後でなければならない。
- 要求事項草案に対するコメントを得るための、最低でも計六十日の一般からの意見聴取期間。草案文書は適切な言語で入手可能としなければならない。作業部会は、生産者、サプライチェーンと投資家、環境利害関係、及び社会利害関係から意見を求め、またそれを考慮した証拠を、提示しなければならない。
- 国別解釈を真に求めている個別基準に焦点を当てた、実地テスト。

- 4.2 作業部会の意思決定は合意型で行うこととします。国別解釈のプロセスにおける合意とは、以下を意味します：

投票権を持つ国別解釈作業部会構成員からの、実質的争点に対する継続的反対がないこと、及び、全ての関心ある当事者の見解の考慮とあらゆる紛糾する議論の調停に努めるプロセスを特徴とする、一般的合意。

注：この合意は全会一致を意味するものではありません。

- 4.3 国別解釈の見直し期間は、RSPO 基準の見直し期間と合致させなければなりません。

5. 承認

- 5.1 国別解釈文書最終草案は、正式承認を受けるため、RSPO に提出されることとなります。RSPO 事務局は、技術的専門家の支援を受けて、参加に関する要求事項（第2節）、内容（第3節）及びプロセス（第4節）が遵守されているかをチェックすることとし、RSPO 執行理事会に推薦することとなります。
- 5.2 承認プロセスは、RSPO 基準と国別解釈の間のあらゆる矛盾を解決しなければなりません。
- 5.3 執行理事会は、各会議の議題として、国別解釈の採択を会議で議論することとします。理事会の決定を最終決定とします。
- 5.4 国別解釈の承認に従い、RSPO 国際基準に付随する指標とガイダンスの追加的特定事項として、受理されます。
- 5.5 RSPO に承認された国別解釈は、RSPO ウェブサイトに英語及び適切な現地言語で掲載されなければなりません。

付属文書 1 a: 小規模生産国における国別解釈としての国際汎用基準承認に関する手続き

発行日：2011年10月1日

1. 背景

持続可能なパーム油の生産は、合法で、採算に合い、環境面で適切で、社会に便益をもたらす経営と操業から成り立つものです。この生産は、「持続可能なパーム油生産のための RSPO 原則と基準」とそれに付随する指標とガイダンス（2007年10月）（以下、まとめて「RSPO 基準」とする）を適用することで、もたらされます。国際的な指標とガイダンスの国別解釈が開発され、RSPO の正式承認を得るまでは、適用可能な認証規格は RSPO 国際基準になります。

国際的な指標とガイダンスの国別及び地域別解釈は、RSPO 認証システム 2007 に記載されているように、以下の手法により開発可能です：

1. 参加型の多様な関係者からなる作業部会で開発
2. 認証機関がファシリテーターとなった協議プロセスを経て開発
3. 国別解釈として RSPO 国際基準を丸ごと採択（付属文書 1a）

生産規模がより小さい国では、多様な関係者からなる作業部会の必要要素が欠けている可能性があり、そのような国では、一定の要求事項が満たされれば、RSPO 国際基準の採択を選択することが可能です。（第2節）

RSPO 事務局は、すべての国が参加型の多様な関係者からなる作業部会によって国別解釈を開発することを、すべからず強く推奨します。

他の選択肢が用いられた場合は、RSPO は、参加型行動が全参加者にとって恩恵をもたらすとの信念から、全ての国が、RSPO の「実施」を手助けするために、参加型の多様な関係者からなる作業部会を発展させることを、強く推奨します。

ある小規模生産国（「SPC」）が、国別解釈として RSPO 国際基準を採択したことは、RSPO 事務局にその承認を得るため提出することで、認知されなければなりません。また RSPO のウェブサイトに掲載されることとします。

2. 採択必要事項

RSPO 基準の公式解釈であると主張するあらゆる一連の要求事項の、特に現地の法的文脈における品質を全体的に管理するため、RSPO 国際基準を採択した国別解釈は、RSPO からの承認を取得するものとします。この承認は以下の遵守を要求することとします。

- 2.1 その国の CPO 生産全量が世界の CPO 生産の五パーセントを超過しないこと

- 2.2 地域と国と国家間の、あてはまる法律、協定及び条約の完全な一覧表が編纂されていること。××国のパーム油の持続可能な生産と使用に適用される「法律、協定及び条約」－「××国 NI の LCT」と略す－として知られること。
- 2.3 小規模自作農向けの当てはまるガイダンスも同様に採択されること。
- 2.4 国別解釈草案（RSPO 国際基準、適切な小規模自作農向けガイダンス及び完成した NI の LCT から構成）が、RSPO の正式な承認を得るため提出されること。（第 5 節）
- 2.5 全文書は英語と現地言語で書かれなければならない。
- 2.6 RSPO P&C と国の法律の間に矛盾が一切無いこと。

上記のいずれかが当初は満たされていない、もしくは後日満たされる場合、国別解釈は以下のものでなければなりません：

参加型の多様な関係者からなる作業部会で開発（RSPO 認証システム 2007 付属文書 1）

又は

認証機関がファシリテーターとなった協議プロセスを経て開発（RSPO 認証システム 2007 付属文書 1）

3. 一般からの意見聴取

- 3.1 RSPO 国際基準の国別解釈プロセスとしての採用は、以下の要素を採り入れなければなりません：
 - 3.1.1 国別解釈草案（RSPO 国際基準、適切な小規模自作農向けガイダンス及び完成した NI の LCT から構成）に対するコメントを得るための、最低でも計六十日の一般からの意見聴取期間。公示に先立ち RSPO は適切に知らされていること。
 - 3.1.2 一般からの意見聴取のお知らせが、企業のウェブサイトに掲載され、関連する政府機関含め利害関係者には、書面でその存在が通知されていること。
 - 3.1.3 草案文書は英語及び適切な言語で入手可能とさせなければなりません。
 - 3.1.4 一般からの意見聴取の証拠は、RSPO に提出される文書内で提供されるものとします。

4. 承認

- 4.1 国別解釈文書最終草案（RSPO 国際基準、適切な小規模自作農向けガイダンス及び完成した NI の LCT から構成）は、正式承認を受けるため、RSPO に提出されることとします。
- 4.2 RSPO 事務局は、技術的専門家の支援を受けて、必要要求事項が全て遵守されている文書であることを、チェックすることとします。
- 4.3 承認プロセスは、RSPO 基準と国の法令とのあらゆる矛盾を解消しなければなりません。

4.4 執行理事会は、各会議の議題として、国別解釈の採択を会議で議論することとします。理事会の決定を最終決定とします。

5. 国別解釈として何が適切かのガイダンス

一般的及び個別で関連する法令及び附則

5.1 農業 — ライセンス及び許可証要求事項、検疫、植物病虫害、農業改良普及事業並びに種子を含む全側面。特にアブラヤシ、生産と加工と輸出

5.2 建物及び設備 — 建設の全側面。許可証、認可及び検査、安全、居住要求事項、建築工事、衛生、飲料水並びに産業廃棄物を含む

5.3 企業 — 全ての法律義務、操業許可書及びライセンス、登録、税及び付加価値税、関税、仲裁と紛争に関する仕組み、取引と競争、警備人員の統制を含む

5.4 工場及び産業用施設、港並びに貯蔵 — 許可書と認可、操業ライセンス、廃棄物管理を含む、操業の全側面

5.5 雇用 — 全ての労働慣行要求事項、宿泊施設、衛生、労働時間及び結社、労働者の権利、労働組合に関し、満たすべき条件。特に、仕事場の女性、研修生、業界団体、労災、作業場の若年労働者と児童、最低賃金規定

5.6 環境 — 大気、土地、水、資源（動植物含む）及びコミュニティについての全ての規制を含む。環境影響アセスの要求事項。特に、希少及び絶滅危惧種（野生生物）、廃棄物と汚染、国立公園と保護区、森林、水資源（取水と排水）— 操業ライセンスと許可証の要求事項、水質基準と検査、道路と住宅建設資材の採取

5.7 化学物質 — 輸入、登録、輸送、貯蔵、搾油工場と農園及び操業で一般的に使用される化学物質の取り扱いと処理。特に農薬、引火性、毒物、危険物

5.8 炭化水素 — 貯蔵、輸送、鉱物油と燃料油全種類の取り扱いと処理。特に燃料、軽油、ガソリン及び潤滑油、並びにそれらに関する法律

5.9 医療 — 設備、医療行為者の登録、薬品の貯蔵と管理、公衆衛生、生死、児童及び妊産婦ケア、虐待、家庭内暴力と虐待。特にエイズ/HIV 及びその他感染性又は伝染性疾病に関する新しい法規制

5.10 教育 — 学校と授業の管理監督の全側面

5.11 土地問題 — 取得、登録、権原、調査、所有権、土地紛争、定住制度、土地集団の形成、土地固有の慣習上の権利、先住民族と紛争解決及び司法機構を含めた彼らの権利、配置計画と空間計画、並びに農業開発の全側面を含む

5.12 職務上の健康と安全 — 通知、報告、並びに工場又は作業場に関する様々な法令及び危険化学物質と危険物に関する個別法令を含む。特に電気、火、ガス

5.13 輸送 — 車両使用許可、交通規則、道路と道路維持を含む

5.14 当てはまる実施規則

6. 国際的法律として何が適切かのガイダンス

- 6.1 「持続可能なパーム油生産のための RSPO 原則と基準」とそれに付随する指標とガイダンス（2007 年 10 月）付属文書 1 は、RSPO により国別解釈開発に適切であると特定された国際協定を一覧にしています。
- 6.2 RSPO により国別解釈開発に適切であると特定されたこの国際協定一覧は、周期的に見直されるものとします。

付属文書 2 : 認証機関の承認手順

1. 背景

RSPO は、ISO Guide 65 又は ISO Guide 66 に照らした認定を基盤とする、認証機関承認の仕組みを用いることとします。この仕組みでは、汎用型認定に加え、RSPO 認証プロセス特有の一連の要求事項が追補されます。認定機関自身は、「ISO17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項」の要求事項に従って業務を行ってなければなりません。これは「国際認定フォーラム (IAF) 」若しくは「国際相互承認協定 (MLA) 」の署名機関、又は「国際社会環境認定表示連合 (ISEAL) 」の正会員であることで、明示されなければなりません。

RSPO では、ISO Guide 65 又は ISO Guide 66 の要求事項に、認証プロセス特有の一連の要求事項を追補しました。この RSPO 基準と RSPO サプライチェーン規格に照らした認証のための追加的・要求事項は、認証機関の認定されたシステムに組み込まれなければなりません。

RSPO 基準遵守の認証書は、RSPO に認められていない認証機関が行った評価 (Assessment) を基盤として発行することはできません。

認証機関は、その認定されたシステムに認証プロセス要求事項 (下記第 2 節) が全て採り入れられていることを RSPO に対し明示しなければなりません。これら要求事項の実施は RSPO により毎年見直されることとします (下記第 3 節)。RSPO 認定認証機関により認証された団体は、彼らの遵守に関する公の主張を行うことが許されることとなります (下記第 4 節)。

2. 認証機関の最初の承認

- 2.1 申請認証機関は、「申請認証機関用チェックリスト」(本手順に添付)を完了させなければなりません。このチェックリストでは、各 RSPO 要求事項を組み込んだ彼らの認定されたシステムの要素について、詳述します。ここでは、ISO 17011 (第 3.4 項) を完全に順守していることを明示する、認定機関からの証拠書類が含まれなければなりません。第 3.3 項に照らした証拠には、当該認証機関に関する認定評価報告書が含まれなければなりません。第 4.1.1 項に対する証拠には、主任審査員の詳細が含まれなければなりません。RSPO は、その職員又は任命された専門家が受領した文書を検証することを、保証しなければなりません。
- 2.2 チェックリストは、RSPO 事務局により見直されることとなります。RSPO 認証プロセスのあらゆる個別要求事項が対処されたことの証拠が不足している場合、申請者に追加情報の提供が求められることとなります。全要求事項の遵守について許容できる証拠が申請者から提出された場合、事務局は、RSPO 執行理事会に対し、認証機関の承認推薦を提出することとします。
- 2.3 申請認証機関は、適切な職業賠償責任保険に加入していなければなりません。

- 2.4 認証機関承認推薦は、執行理事会での検討の遅くとも三十日前までに RSPO ウェブサイトで告知されることとなります。利害関係者からのコメントを募集することとなります。
- 2.5 執行理事会は、認証機関承認申請を、関連する利害関係者からのあらゆるコメント共に、各会議の議題として議論することとなります。
- 2.6 RSPO は、承認された認証機関の一覧表を RSPO ウェブサイト上に保存することとなります。認証機関の申請チェックリストは、一般に公開されることとなります。

3. 認証機関の年次見直し

- 3.1 承認された認証機関は、RSPO による見直しのため、チェックリストを毎年提出しなければなりません。機関の認定状況もしくは認定されたシステムのいかなる変更もそこで特定されなければならない、適切な認定監視報告書が添えられなければなりません。
- 3.2 執行理事会は、認証機関承認の年次更新申請を、利害関係者から寄せられたあらゆる関連の異議又は苦情、及び認証機関の業務遂行に関するその他関連情報と共に、各会議の議題として議論することとします。理事会の決定を最終決定とします。
- 3.3 認証機関が RSPO の承認を喪失した場合、RSPO は、関連する認定機関に知らせることとなります。

4. RSPO 主張の使用

- 4.1 RSPO は、RSPO に承認された認証機関から認証を受けた団体が、RSPO 基準遵守に関する公の主張ができるよう、認証機関と契約を結ぶこととなります。この主張は、RSPO 規則に従い行うことができます。
- 4.2 認証機関が RSPO の承認を喪失した場合、発行された全ての認証書は六か月間引き続き有効です。その期間内に生産されたあらゆる油は、認証油であり続けます。RSPO は認証所有者全員に知らせるべきです。

付属文書2 申請認証機関用チェックリスト

RSPO 認定要求事項	認証機関認定	RSPO 事務局コメント
3.3 項		
3.4 項		
RSPO 認証プロセス要求事項	認証機関認定システム	RSPO 事務局コメント
4.1.1 項		
4.1.2 項		
4.2.1 項		
4.2.2 項		
4.2.3 項		
4.2.4 項		

4.2.5 項		
4.3.1 項		
4.3.2 項		
4.3.3 項		
4.4.1 項		
4.5.1 項		
4.5.2 項		
4.6.1 項		
4.7.1 項		

付属文書3：RSPO 原則と基準の規定指標の定義に照らした重大な不適合事項

各 RSPO 基準に指標が定義されています。指標とは、基準が満たされていることの明示又は検証用に所定の位置になければならない、特定の客観的証拠です。

国際的指標の使用

国際的な指標とガイダンスの国別解釈が開発され、RSPO の正式承認を得るまでは、適用可能な認証規格は RSPO 国際基準になります。RSPO 国際基準が用いられている場合、国際的指標のサブセットが「規定」と定義されており、これが遵守されていない場合、自動的に「重大な不適合」が発動します。これらは別紙に一覧掲載されています。その他の指標で遵守が欠如しているときは、「軽微な不適合」が発動します。

国別解釈

国際的な指標とガイダンスの国別解釈も開発されることとします。付属文書1の要求事項に加え、RSPO による国別解釈の承認は、不適合に関する以下の予防手段も要求することになります：

- 以下の基準には少なくとも一つの規定指標が含まれていなければならない：1.1、1.2、2.1、2.2、2.3、3.1、4.1、4.4、4.6、4.7、4.8、5.1、5.2、5.5、5.6、6.1、6.2、6.3、6.4、6.5、6.6、6.7、6.8、6.9、6.10、7.1、7.2、7.3、7.5、7.6、7.7、8.1.
- 少なくとも全指標の四十五パーセントが規定指標でなければならない。
- 各規準の指標の組み合わせは、基準への遵守を確保するに足るものでなければならない

注：RSPO 基準の見直しの検討材料として、他の推奨指標が特定されることがある。

原則 1 : 透明性の誓約

基準	重大な不適合事項を発動させる指標
<p>基準 1.1 アブラヤシ生産者及び搾油工場は、RSPO 基準に関連する環境、社会及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供することとする。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う</p>	<p>指標：</p> <p>要請と回答の記録が保存されていなければならない。</p>
<p>基準 1.2 管理文書は、営業上の機密である場合、又は情報開示が環境面若しくは社会面で悪影響を引き起こす可能性がある場合を除き、一般に開示される。</p>	<p>指標：</p> <p>一般に開示されなければならない文書は以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地権原／利用権（基準 2.2）。 ● 労働安全衛生計画（4.7）。 ● 環境及び社会への影響に関する計画と影響評価（5.1, 6.1, 7.1, 7.3） ● 異議及び苦情の詳細情報（6.3） ● 交渉手続き（6.4）

原則 2 : 適用される法令と規制の遵守

基準	指標とガイダンス
<p>基準 2.1 地域と国の適用されるすべての法律と規制、及び適用されるすべての批准済み国際法と規制を遵守する。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連する法的要件を遵守している証拠

<p>基準 2.2 土地利用権が明示でき、明示可能な権利を持つ地域コミュニティと法的紛争状態にない。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的所有権又は土地貸借、土地所有権の歴史及び実際の法的な土地利用を示す文書 紛争がある、又は過去にあった場合、権原の法的取得及び前の所有者と占有者に対し公正な補償がなされたことの追加的立証。また、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意によりこれらが受け入れられたことの追加的立証 深刻な土地紛争が無い事。受け入れられる紛争解決プロセス（基準 6.3 及び 6.4）の要求事項が履行中で、関係する当事者から受け入れられている場合を除く。
<p>基準 2.3 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意なしに、アブラヤシのための土地利用によって、他の利用者の法的権利又は慣習上の権利が損なわれない。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知されている慣習上の権利の広がりを示す地図（基準 2.3、7.5 及び 7.6） 同意プロセスを詳述した、交渉による合意の写し（基準 2.3、7.5 及び 7.6）

原則 3：長期的な経済的及び財政的存続可能性への誓約

基準	指標とガイダンス
<p>基準 3.1 長期的な経済的及び財政的存続可能性の達成を目的とした、実施中の経営計画がある。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書化されたビジネス又は経営プラン（最低三か年計画）

原則 4：生産者と搾油工場における適切な最善の慣行の活用

基準	指標とガイダンス
<p>基準 4.1 作業手順が文書化され、一貫して実施及び監視されている</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手順の一貫した実施をチェックする仕組み <p>推奨指標：現行の公認 SOPs</p>
<p>基準 4.2 慣行により、土壌の肥沃度が最適かつ継続的な収量を確保する水準に維持される、又は可能であれば向上される。</p>	
<p>基準 4.3 慣行により、土壌侵食と土壌劣化が最小限に抑えられ、制御される</p>	
<p>基準 4.4 慣行により、地表水と地下水の質と利用可能性が維持される</p>	<p>推奨指標：水流と湿地の保護</p> <p>改植場所又は改植前の全水域に沿った、適切な河岸緩衝地帯の維持と回復を含む</p>
<p>基準 4.5 病害虫、雑草及び侵略的外来種が、適切な総合的病害虫管理（IPM）技術を用いることで、効果的に管理されている。</p>	<p>推奨指標：IPM 計画が文書化され、進行中である</p>

<p>基準 4.6 農薬は、健康又は環境を危険に曝さない方法で用いられる。予防使用は一切せず、世界保健機関によりタイプ 1A 又は 1B に分類されたもの、又はストックホルム若しくはロッテルダム協定でリストにあがっている農薬を使用する場合は、生産者は積極的に代替物の特定に努める。そしてそれを文書化する。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全ての化学薬品使用の正当な理由 • 化学薬品は、必要な研修を受けた有資格者によってのみ適用されるべきであり、また、製品ラベルに従って適用されるべきである。適切な安全装置が提供され、使用されなければならない。製品に添付された仕様上の注意を、労働者は正しく守り、適用し、理解すべきである。健康と安全に関する基準 4.7 参照 • 全ての化学薬品の、FAO 実施基準（付属文書 1 参照）に規定された通りの貯蔵。化学薬品保管容器は、適正に廃棄処理され、他の用途には利用してはならない。（基準 5.3 参照）
<p>基準 4.7 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。</p>	<p>指標：</p> <p>健康と安全計画は以下を網羅する：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実施され監視されている、健康安全方針 • 責任者が特定されるべきである。健康、安全及び福祉に関する労働者の関心事を議論する、責任者と労働者との定期的会合の記録がある。 • 労働災害の記録。推奨計算方法は：損失時間災害（LTA）割合（許容できる最大限を明記するか、減少傾向の明示のいずれか）
<p>基準 4.8 全てのスタッフ、労働者、小規模自作農及び請負業者が 適切な研修を受ける</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各従業員研修記録が保存されている。

原則 5：環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

基準	指標とガイダンス
<p>基準 5.1 農園と搾油工場 経営の環境に影響を与える側面が特定され、継続的改善を明示するため、負の影響を緩和し正の影響を促進させる計画が作られ、実施され、及び監視される。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書化された影響アセス
<p>基準 5.2 農園内に存在する、又は農園若しくは搾油工場経営により影響を受けかねない、希少種、絶滅危機種及び絶滅危惧種並びに保護価値の高い生息地の現状が特定されるものとし、その保護が経営計画と操業で考慮される。</p>	<p>指標：</p> <p>植林されたエリア自体及び関連するより広範囲の景観レベルでの考察（例えば野生生物回廊）の双方を含んだ情報を照合すべきである。この情報は以下を網羅すべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者又は搾油工場により深刻な影響を受けかねない保護区の存在 保護ランク（例えば IUCN での分類）、法的保護、生息状況、並びに希少種、絶滅危機種及び絶滅危惧種の生息地要求事項 生産者や搾油工場により深刻な影響を受けかねない、希少で危機に曝されている生態系のような、保護価値の高い生息地の特定 <p>希少種、絶滅危機種若しくは絶滅危惧種、又は保護価値の高い生息地が存在する場合、経営計画と操業の適切な手段には以下が含まれることとする：</p> <ul style="list-style-type: none"> 種及び生息地の保護に関するあらゆる法的要求事項が満たされていることの保証

<p>基準 5.3 廃棄物が削減され、リサイクルされ、及び再利用され、環境的及び社会的に責任ある手法で処理される。</p>	
<p>基準 5.4 エネルギー利用効率及び再生可能エネルギーの使用が最大化される。</p>	
<p>基準 5.5 廃棄物処理及び改植用地拵えに火を用いることは、ASEAN ガイドライン又はその他地域の最善の慣行に特定されているような特殊な状況を除き、回避する。</p>	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 改植用地拵えに火が用いられた場合の文書化された評価 (Assessment)
<p>基準 5.6 温室効果ガスを含む、汚染と排出の削減計画が策定され、実施され、監視される。</p>	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス状排出物、微粒子／煤排出及び廃液（基準 4.4 も参照）を含む、全汚染行為の評価 (Assessment) が実施されなければならない。

原則 6：従業員及び生産者と搾油工場に影響を受ける個人とコミュニティに対する、責任ある配慮

基準	指標とガイダンス
<p>基準 6.1 農園及び搾油工場経営の社会に影響を与える側面が、参加型の方法で特定され、継続的改善を明示するため、負の影響を緩和し正の影響を促進させる計画が作られ、実施され、及び監視される。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書化された社会影響アセス アセスが影響を被る関係者の参加を得て行われた証拠。ここでの参加とは、影響を被る関係者が、影響の特定を行っている間に、発見事項と緩和計画を見直し、実施された計画がうまくいっているかを監視して、彼ら自身の代表機関から彼らの見解を表明することが可能であることを意味する。

<p>基準 6.2 生産者及び／又は搾油工場、地域コミュニティ、並びにその他影響を被る又は利害がある当事者間で、コミュニケーションと協議を行うための、開かれた透明性ある方法がある。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 協議とコミュニケーションの文書化された手順。
<p>基準 6.3 相互に合意し文書化された、異議苦情取り扱いシステムがあり、全関係者がこのシステムを実施し、又システムに同意している。</p>	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 効果的で時宜を得た適切な方法で、そのシステムが紛争を解決している。 • 紛争が解決されたプロセスと、その結果の両方についての証拠書類 • システムは影響を被るあらゆる当事者に開かれている。
<p>基準 6.4 法的又は慣習上の権利の喪失への補償に関連するいかなる交渉も、先住民族、地域コミュニティ及びその他利害関係者が、彼ら自身の代表機関により彼らの見解を表明することを可能にさせる、文書化されたシステムで取り扱われる。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法的及び慣習上の権利を特定する手順、及び補償給付対象者を特定する手順の確立。 • あらゆる交渉による合意と補償請求のプロセスと結果が文書化され、一般に公開されている。
<p>基準 6.5 雇用者及び委託業者の雇用者に対する支払いと条件が、少なくとも法的又は業界の最低水準を常に満たしており、従業員の基本的ニーズを十分満たし、何がしかの自由に使える収入を十分提供できる。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支払いと条件の証拠書類

<p>基準 6.6 雇用主は、従業員が労働組合を結成し、彼らの選んだ組合に加入し、団体交渉を行う、全従業員の権利を尊重する。結社と団体交渉の権利が法により制約されている場合、雇用主は、そのような全従業員のための第三者による自由な結社と団体交渉の同等の手段を促す。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 結社の自由を認める、現地言語で発表された声明
<p>基準 6.7 児童労働は利用しない。児童は有害な労働状況に曝されない。児童による作業は、監査の監督下で、教育プログラムを妨害しない場合、家族農園では許容される。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低年齢要求事項が満たされていることの書証
<p>基準 6.8 雇用主は、人種、カースト、出身国、宗教、障害、ジェンダー、性的指向、組合への加入、政治的帰属、又は年齢による差別に、関わる又は支持しないものとする。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地の環境において関連する／影響を被る集団の特定を含めた、一般に公開された機会平等方針。
<p>基準 6.9 セクシャルハラスメント及びその他女性に対する全ての暴力を阻止し、女性の性と生殖に関する権利を守る方針が、策定され適用されている</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業場におけるセクシャルハラスメントと暴力に関する方針及び実施記録
<p>基準 6.10 生産者と搾油工場は、小規模自作農及びその他地元ビジネスを公平かつ透明性をもって取り扱う。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行及び過去に支払われた FFB の値段は、一般公開されることとする。 FFB 及び投入材／サービスの価格決めの仕組み は文書化されることとする。
<p>基準 6.11 生産者と搾油工場は、適切な場合、地域の持続可能な開発に貢献する。</p>	

原則 7：新規作付けの責任ある開発

基準	指標とガイダンス
<p>基準 7.1 新たな作付けや操業が開発される前、又は現行の操業が拡大される前に、総合的な参加型の第三者社会環境影響評価が実施され、その結果が計画、経営及び操業に組み込まれる。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部利害関係者集団を含めた参加型方法論により実施された、第三者による影響アセス
<p>基準 7.2 新規作付け設立場所計画に、土壌調査や地形情報が利用されるものとし、その結果が計画及び操業に組み込まれる。</p>	<p>指標：</p> <p>この活動は、7.1 で要求されている SEIA と統合するのが望ましい。</p>
<p>基準 7.3 2005 年 11 月（RSPO 会員による本基準の採択予定日）以降の新規作付けは、原生林又は一つ以上の保護価値の高いものが含まれた地域を置き換えたものではない。</p>	<p>指標：</p> <p>この活動は、7.1 で要求されている SEIA と統合するのが望ましい。</p>
<p>基準 7.4 急傾斜地及び／又は隣接する崩れやすい土壌への拡大作付けは、回避する。</p>	<p>勧告：「拡大」は定義される必要があり、指標が明確にされる必要がある。</p>
<p>基準 7.5 新規作付けは、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意なしに地元住民の土地に一切設立されず、先住民族、地域コミュニティ及びその他利害関係者が、彼ら自身の代表機関により彼らの見解を表明することを可能にさせる、文書化されたシステムで取り扱われる。</p>	<p>指標：</p> <p>この活動は、7.1 で要求されている SEIA と統合するのが望ましい。</p> <p>ガイダンス：</p> <p>遵守指標として 2.2、2.3、 6.2、6.4 にある指標とガイダンスも参照のこと</p>

<p>基準 7.6 地域住民は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意と交渉による合意を前提として、合意されたあらゆる土地取得及び権利放棄の補償を受ける。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的及び慣習上の権利の、文書化された特定と評価 (Assessment) 補償給付対象者を特定するシステムの設置 この活動は、7.1 で要求されている SEIA と統合するのが望ましい。 <p>推奨指標：交渉による合意の写し</p>
<p>基準 7.7 新規作付け準備に火を用いることは、ASEAN ガイドライン又はその他地域の最善の慣行に特定されているような特殊な状況を除き、回避する。</p>	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規作付け準備に火が用いられた場合の文書化された評価 (Assessment) この活動は、7.1 で要求されている SEIA と統合するのが望ましい。

原則 8: 主要な業務分野における継続的な改善の誓約

基準	指標とガイダンス
<p>基準 8.1 生産者と搾油工場は、定期的に自らの業務を監視して見直し、主要な操業活動において、継続的改善を明示できるような活動計画を策定し実施する。</p>	<p>指標：</p> <p>継続的改善の活動計画は、生産者／搾油工場の主要な社会的環境的影響と機会に対する考慮に基づくべきであり、本原則と基準が網羅している様々な指標を含むべきである。少なくとも、以下に限るものではないが、以下を含まなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 何らかの化学薬品の使用削減（基準 4.6） ● 環境負荷（基準 5.1） ● 廃棄物削減（基準 5.3） ● 汚染と排出（基準 5.6） ● 社会的影響（6.1）

付属文書 4A : 年次査察評価 (Assessment) 手順

A4.1 背景

年次査察評価 (Assessment) (ASA) とは、RSPO 原則と基準に従った認証の要求事項を、継続的に満たしているか監視する、一連の業務です。ASA は最新の認証日、もしくはその応当日から 12 か月以内かつ 9 か月以降に毎年行われるべきものです。

ASA 報告書は、RSPO による見直し及び公表のため、認証機関から提出されなければなりません。報告書は査察訪問から三十日以内に提出されなければならない、RSPO は、報告書受領から三十日以内に決定を下すことになります。この最大 60 日の期間中、現行の認証書の有効性は継続するものとします。

RSPO による受領日が、適正に書かれ、技術的に正確で、RSPO 原則と基準 (P&C) に準拠した報告書の受領日とします。報告書が明らかに上記に欠けている場合、改善のため報告書は認証機関に戻されることがあります。そのような場合、RSPO が報告書を受領したとはまだみなされないものとします。六十日の期間が経過した場合、その時点で前回の認証書の継続は見直しの対象になることとします。

一度承認されると、認証は間を置かず次の一年間継続することとします。認証が以前一時停止され、現行の ASA により再開されるべき場合は、再開は直近の応当日からとなり、その次の応当日までのみ継続することとします。

全認証製品の量は、前年の生産に応じて改定されるべきものです。場合により上下に変動します。他の変更も必要に応じ (例えば問い合わせ窓口担当の変更、住所等) 行われるべきです。認証機関はまた、認証製品の取引管理のため RSPO から任命された代理店 (UTZ 認証やグリーンパーム等) に、認証製品の改定後の量を提供することを含め、通知することが求められます。

A4.2 査察評価 (Assessment) 要求事項

ISO Guide 65 及び ISO Guide 66 は、個別の認証スキームに追加的的要求事項が設けられることを認めています。このことから、ASA を含め RSPO 認証評価 (Assessment) では、ISO Guide 65 及び ISO/IEC 17021 に規定されたものの他に、下記第 4.2.1 項、第 4.2.2 項及び第 4.2.3 項への遵守が、要求されます。これらは評価 (Assessment) における十分な技術的厳密性と信憑性を保証するために要求されています。

A4.2.1 評価 (Assessment) チームの能力

4.2.1.1 RSPO 原則と基準に照らした ASA には、認証チームが RSPO P&C の様々な側面全てに対処するのに十分な専門性を有していることが、とりわけ要求されます。これは、アブラヤシに関する法的、技術的、環境的及び社会的争点に関する個別の評価 (Assessment) に関わっています。評価 (Assessment) チームには、影響を被る恐れがある当事者の言語を含め、主要な現地言語に堪能なメンバーが含まれていなければ

ばなりません。主流ではない現地言語については通訳を利用できますが、生産ユニット内もしくは周辺の直接的利害関係者の大半が話している又は使用している主要な現地言語では認められません。

A4.2.2 評価 (Assessment) プロセス

4.2.2.1 (認証機関によって制定されるべき) 手順は、ASA が客観的証拠収集を行うのに適切な様々な手法を取り入れることを、求めなければなりません。この方法には、現地チェックや組織内外の利害関係者への聞き取り調査が含まれます。

4.2.2.2 認証評価 (Assessment) の単位は、認証された搾油工場とその供給元とします。ここには以下が含まれます：

- 直接管理下にある又は所有している全ての土地 (又は地所)。直接管理下にある又は所有地から一つ以上の認証単位に作物が送られている場合、その作物の受取割合がその時点でより大きい単位と合わせて評価 (Assessment) するものとします。ある認証単位下で一度評価 (Assessment) されると、管理下の土地は、その単位への供給関係が終わるまで、又は変更の正当な理由が提示されない限り、その単位下に留まることとなります。そのような変更は、いかなるものも、認証機関から RSPO へ報告されなければなりません。
- 供給している果実が搾油工場により認証範囲に含まれた、全ての系列小規模自作農 (スキームの小規模事業者を含む)。系列の小規模自作農は、契約、与信契約又は計画により、特定の搾油工場に構造的に結び付けられていることがありますが、系列は必ずしもそのような結びつきに限るものではありません。系列の小規模自作農は、彼らの果実が搾油工場の認証に最初に含まれた時から三年以内に評価 (Assessment) を受けなければいけません。その後は、毎年 ASA 中に評価 (Assessment) を受けなければいけません。搾油工場認証の五年間の有効期間中、搾油工場又は小規模自作農が系列関係の終結を選択した場合 (即ちその果実は当該搾油工場では今後加工されない)、認証機関は終結日とその理由を記録することとなります。

4.2.2.3 部分認証された団体については、認証機関は、当該団体内の他の単位の認証のための期限付き計画が、前回の評価 (Assessment) から進捗したかを検証し報告しなければならないことになっています。例えば取得/処分、土地紛争の勃発/再燃、及び/又は労働争議に起因する、期限付き計画に加えられたあらゆる変更は報告しなければなりません。あらゆる改訂についての企業からの正当性説明も、その事案に対する認証機関の熟考した意見と受理/却下提案と共に、報告しなければならないことになっています。期限付き計画の実施期間中に持ち株会社構造が変更された場合、よって計画も変更することになる場合、構造の変更は法的で関連当局に登録さ

れたものでなければなりません。そのような構造上の変更に関する証拠書類が、必要であれば認証機関に提示されなければなりません。期限付き計画が着実に実行されていない、又は期限付き計画を正当なものとする条件が変わった証拠がある場合、認証機関は、この点を審査報告書で指摘し、当該事案を RSPO 事務局経由で RSPO 異議委員会に付託しなければなりません。委員会は、違反の程度を検証し、改善策を助言するものとします。各 ASA において、認証機関は、企業が最初に認定されて以降 HCV アセス抜きに新しい土地を切り開いていないことを、確信しなければなりません。当該企業の原生林又は HCV 地域の置き換えが過去生じていない場所の新規取得は、取得から三年以内に認証要求事項を遵守することが要求されます。原生林又は HCV 地域を明らかに置き換えた場所の新規取得は、RSPO 認証の資格はないものとし、部分認証規則により、企業全体を認証資格外とさせることとなります。原生林又は HCV 地域が置き換えられた、又は失われたかどうかについて論争がある場合、企業は、企業の費用負担により、RSPO に専門家の意見を提供するものとします。部分認証要求事項に対する不適合は、RSPO 異議委員会に付託され、親会社及び持ち株会社所有の全企業の認証一時停止に、結果なる可能性があります。

4.2.2.4 各 ASA において、以前の不適合事項は、決着していたとしても、特段の注意が払われなければなりません。重大な不適合事項は変わらず決着済みですか？そして、以前の軽微な不適合事項は、決着しているかチェックするべきです。そうでない場合、軽微から重大に格上げされることとなり、企業には決着のための六十日間が与えられます。新たな軽微な不適合事項は、次の ASA までに決着されなければなりません。いくつもの基準が、計画の策定と実施を要求しています。最初の認証評価 (Assessment) では計画の入手可能性と実施の開始に焦点があてられたかもしれませんが、ASA では全ての計画の継続的実施の証拠を追求しなければなりません。

4.2.2.5 査察評価 (Assessment) には、認証単位の業務で直接雇用されている場合は全委託業者が含まれ、その供給元も含まれるものとします。

A4.2.3 査察審査報告書の様式

4.2.3.1 認証機関が制作する ASA 報告書は、この様式で、以下を内容としなければなりません：

1. 査察審査報告書の範囲

- 認証ユニットの身元：場所（地図及び GPS）
- 全認証製品の生産量、最新の報告期間の日付以降の実際の間年量及び現報告期間から先一年間の見込み量
- 認証詳細：RSPO 会員番号（RSPO 事務局から取得可能の各認証単位の子番号含む）、認証書番号及び前回の評価 (Assessment) と認証の日付
- 果実の供給元詳細。各経営ユニットに関して、直接管理下にある植林のヤシの樹齢構成を含む。
- 親会社による期限付き計画の進捗状況

- 系列小規模自作農又は外部生産者の関連基準遵守進捗度合い—三か年実施計画に沿っているか

- 組織情報／問い合わせ窓口

2. 評価 (Assessment) プロセス

- 評価 (Assessment) チームメンバーの氏名と前回の評価 (Assessment) チームにはいなかった新メンバーの経歴
- 評価 (Assessment) プログラム

3. 評価 (Assessment) の発見事項

- 原則毎及びいくつかの事例基準での発見事項要約
- 特定された不適合事項及び特筆に値する正負両方の観察事項
- 以前特定された不適合事項（重大軽微両方）の状態。既に決着していても記載する。
- 利害関係者から指摘された争点

4. 認証された団体の内部責任の承諾

- 次回査察訪問の日時
- 不適合事項（重大軽微両方）決着の日時
- 査察評価 (Assessment) 発見事項に対する正式な文末署名

付属文書5：認証機関の業務実績に関する異議苦情手順

1. 背景

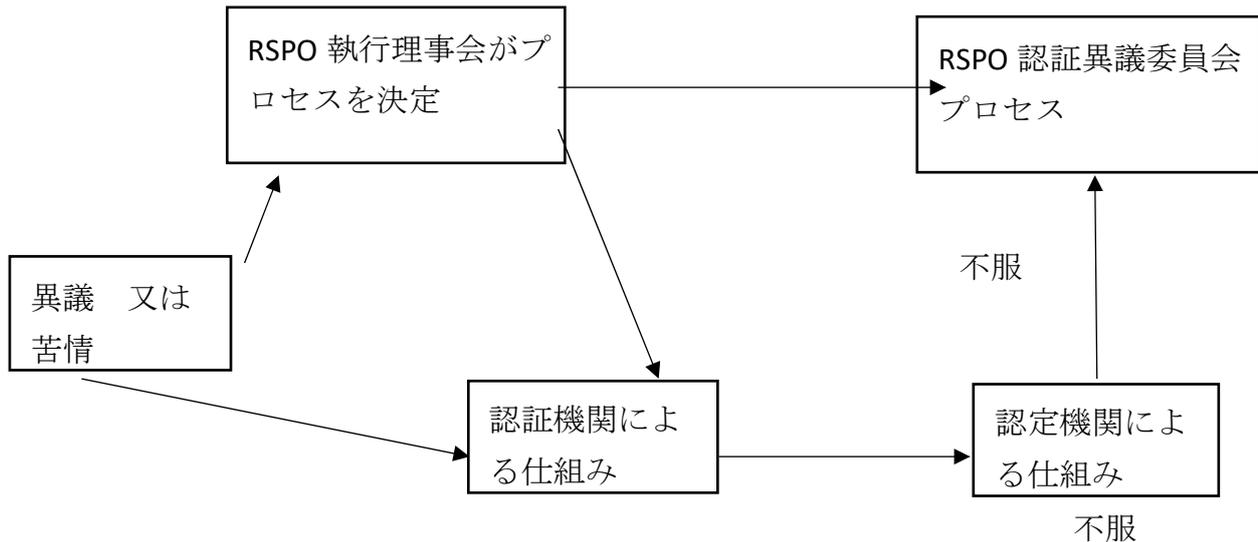
この手順は、RSPO 執行理事会により承認された認定認証機関の、業務実績に関連する異議及び苦情を解決するための仕組みを詳述するものです。

異議及び苦情は、RSPO 基準に照らした遵守を評価 (Assessment) された団体の事業又は認証の決定に対し正当な利害があり、又はそれに直接影響を被るあらゆる利害関係者が、提起可能です。

ここでは、認証評価 (Assessment) のプロセスと結果に対する苦情、又はその他 RSPO 認証システムに関連する側面に係る苦情が含まれます。

2. 異議又は苦情の受理

2.1 異議又は苦情は、認証機関の異議の仕組み（その結果に異議申立者が不服である場合は認定機関、次いで RSPO にその後付託することが含まれることとする）を通じて、又は直接 RSPO 執行理事会に対し、起こすことが可能です。後者の場合、RSPO 執行理事会は、異議又は苦情がまず認証機関の仕組みに従うべきものかどうか、又は直接 RSPO 認証異議委員会に委託されうるものかどうか、判断することとします。



2.2 RSPO 認証異議委員会（第 2.1 項参照）に異議が直接付託されない限り、RSPO は認証機関及び認定機関による異議の仕組みを既に経ている場合にのみ、異議又は苦情を考慮することとします。異議申立者がその結果に不服である場合、又は解決に至るまでのプロセスに不服である場合、その時は三十日以内に異議を正式に RSPO 事務局へ提出できます。異議申し立て状が RSPO 執行理事会に無事送信されたことを保証するのは異議申立者の責任です。考慮対象となるには、異議は以下でなければなりません：

- 書面によるもので、異議申立人又は権限を委譲された代理人の署名がある

- 異議を申し立てる原因が、RSPO 検証システムの或る個別要求事項との関連で、明記されている
- 関連する文書化された証拠が添えられている
- 異議申し立てに先立ち、争点を解決するために講じられた手段が示されている

2.3 RSPO 事務局は、異議申し立て状を受領次第正式に受領したことを認めるものとします。RSPO 事務局は、異議当事者がこの手順の全条項に書面により合意していることを、保証するものとします。異議又は苦情は、異議受領から三十日以内に RSPO 執行理事会の「異議検証委員会」の検討に付託されるものとします。

3. RSPO 認証異議委員会

- 3.1 委員は、RSPO 執行理事会により任命されるものとします。委員会は、最小で4名の個人から構成されるものとし、少なくとも RSPO の各セクター、すなわち生産者、サプライチェーンと投資家、社会及び環境から各1名がいるものとし、外部の認定問題に関する専門アドバイザー最低1名も置くこととします。
- 3.2 異議当事者は、正当な理由があれば、委員のいずれかが特定の異議に関与することに反対する権利があります。RSPO 執行理事会は、異議当事者によるあらゆる反対について決定を下すものとし、この決定を最終決定とします。委員は直接的にも間接的にも異議当事者であってはならず、事前に異議当事者に関する直接的又は間接的な自身の利害を宣言するものとします。RSPO 執行理事会は、委員会の構成が中立性の要求事項を満たすことを、保証するものとします。
- 3.3 RSPO 事務局長又はその代理が、投票権を有さない委員会事務局とし、事案の事実収集及びその発表に関し、厳格に中立を保ち続けるものとします。

4. 異議プロセス

- 4.1 RSPO 異議検証委員会は、異議を立証する証拠を審査するものとします。委員会は電話又はその他適切な手法で開催しても構いません。異議を立証する証拠の評価 (Assessment) にあたって、委員会は、異議当事者、及び必要とみなされた場合にはその他あらゆる情報源に、追加情報を請求しても構いません。情報の提供は、偏見なくすべての人に対し行われることとします。
- 4.2 委員会は、合意による決定を異議に対し下すものとします。合意とは、継続的な反対が無いと理解されるものとします。委員会は、異議が付託されてから九十日以内に、RSPO 執行理事会に対し、委員会の評価と勧告を報告するものとします。決定に全く至らないといった例外的状況では、委員会は RSPO 執行理事会に三十日を限度とした期間延長を求めることができます。RSPO 執行理事会は、延長の理由について満足いく説明があったことを前提として、期間延長を許可できます。

- 4.3 執行理事会は、各会議の議題として委員会からの勧告を会議で議論することになります。理事会の決定が最終決定であり、異議当事者全員に拘束力あるものになります。
- 4.4 最終決定及びそのフォローアップ措置は、RSPO 認証異議登録簿に綴じられるものとし、一般に公開されることとします。RSPO 事務局長は、要求されたあらゆるフォローアップ措置の実施に責任を負い、決定日から十日を期限として、異議当事者に書面でその決定を通知する責任を負います。

注：認証機関だけが認証書を取り消せます。

5. 費用

- 5.1 異議又は苦情の評価費用は、RSPO 認証異議委員会で決定するものとします。
- 5.2 T 委員会は、異議評価の費用の全部又は一部を、異議申立者と申し立てられた側のどちらから回収するか、あるいは RSPO が費用負担すべきか、決定します。
- 5.3 異議申立者又は申し立てられた側が費用の全額又はその一部の支払いを命じられた場合、異議申立者又は申し立てられた側は、RSPO に支払うべき金額を、決定から十日以内に払う義務があることとなります。